

## 登別市建設工事関係業務委託検査要領

(趣旨)

第1条 登別市が発注する建設工事に関する業務の測量、調査、設計、施工管理、工事監理、計画策定その他の建設工事に関する委託業務（以下「委託業務」という。）に係る検査の実施は、法令等の定めによるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約図書 契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
- (2) 出来形部分等 契約図書に定められた部分払を指定した業務をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 委託業務の成果品について、契約図書に基づく数量、品質等が確保されていることを確認するために行う検査をいう。
- (2) 出来形部分等検査 委託業務の出来形部分等について契約図書に基づく数量、品質等が確保されていることを確認するために行う検査をいう。
- (3) 契約不適合修補業務完了検査 契約図書に基づき当該委託業務完了後に成果品の契約不適合があるときに、その成果品の契約不適合修補業務完了の数量、品質等が確保されていることを確認するために行う検査をいう。
- (4) 中間検査 委託業務の履行中に契約担当者又は業務検査員若しくは業務監督員が特に必要としたときに、委託業務の履行内容について契約図書に定められた数量、品質等が確保されていることを確認するために行う検査をいう。

(業務検査員の指定)

第4条 契約担当者は、登別市業務委託事務取扱要綱（平成3年訓令第9号。以下「要綱」という。）に基づき委託業務の業務検査員を指定しようとするときは、登別市事務決裁規程（平成2年訓令第6号）によることとする。

(業務検査員の心得)

第5条 業務検査員は、常に正確な資料及び事実に基づき、公正かつ厳正に委託業務の検査を実施するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(検査の実施)

第6条 業務検査員は、契約担当者から委託業務につき検査を命ぜられたときは、速やかに成果品の合否を判定するものとする。

(検査の立会)

第7条 業務検査員は、業務処理責任者及び業務監督員の立会いの下、委託業務の検査を行うものとする。

(検査の準備)

第8条 業務検査員は、委託業務の検査に当たっては受注者(業務処理責任者を含む。)又は業務監督員に対し、あらかじめ測定に要する人員、用具、関係資料等を準備させるものとする。

(検査の方法)

第9条 業務検査員は、委託業務の検査に当たっては委託業務の契約図書関係書類及び別に定める委託業務検査基準により行うものとする。

(検査結果の処理)

第10条 業務検査員は、委託業務の検査を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 完了検査

ア 委託業務の成果品が検査に合格したとき 業務検査員は、業務完了検査調書及び委託業務完了検査記録簿(別記様式第1号)を作成の上、これを契約担当者に提出するものとする。

イ 委託業務の成果品が検査に合格しないとき

(ア) 業務検査員は、委託業務完了検査報告書(別記様式第2号)により契約担当者に報告するものとする。

(イ) 契約担当者は、業務検査員から委託業務完了検査報告書による報告を受けたときは、その内容を検討の上、受注者に対し委託業務の委託業務成果品修補請求書(別記様式第3号)により、期間を定めて当該委託業務成果品の修補を請求するものとする。

(ウ) 契約担当者は、受注者が委託業務成果品の修補を完了したときは委託業務成果品修補完了通知書(別記様式第4号)によりその旨の通知を受けるものとする。

(エ) 契約担当者は、委託業務成果品修補完了通知書を受理した場合は、要綱第10条により処理するものとする。

(オ) 業務検査員は、委託業務の成果品の欠陥が部分的で成果品の品質が著しく

低下しない場合又は軽微な手直しについては、業務監督員に口頭で指示し措置を行わせることができる。

## (2) 出来形部分等検査

ア 業務検査員は、委託業務の成果品の出来形部分等（契約の解除に係る場合にあっては、出来形部分に限る。）を確認の上、委託業務出来形部分等検査調書（別記様式第5号）及び委託業務出来形部分等内訳書を作成し、契約担当者に提出するものとする。

イ 契約担当者は、業務検査員から提出された委託業務出来形部分等検査調書及び委託業務出来形部分等内訳書を審査の上、その結果を委託業務出来形部分等確認通知書（別記様式第6号）により委託業務の受注者へ通知するものとする。

## (3) 契約不適合修補業務完了検査

ア 業務検査員は、契約不適合修補部分に係る当該委託業務が完了検査に合格したときは、契約不適合修補業務完了調書（別記様式第7号）により契約担当者に報告するものとする。

イ 契約担当者は、契約不適合修補部分に係る当該委託業務が完了検査に合格しないときは、受注者に対し、当該委託業務の契約不適合修補請求書（別記様式第8号）により、期間を定めて当該委託業務の契約不適合修補を請求するものとする。

ウ 契約担当者は、受注者が当該委託業務の契約不適合修補を完了したときは、契約不適合修補業務完了通知書（別記様式第9号）により受注者より通知を受けるものとする。

エ 契約担当者は、ウの規定により契約不適合修補業務完了通知書を受理した場合は、要綱第10条により処理するものとする。

## (4) 中間検査

ア 業務検査員は、委託業務の中間検査に合格したときは、検査内容等を記載した委託業務中間検査報告書（別記様式第10号）により契約担当者に報告するものとする。

イ 業務検査員は、委託業務の中間検査に合格しないときは、不適合内容等を記載した委託業務中間検査報告書により契約担当者に報告するとともに、受注者に対し委託業務の委託業務中間検査確認事項通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

(緊急措置)

第11条 業務検査員は、検査に当たりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を講ずることができる。この場合において、業務検査員は事後速やかにその旨を契約担当者に報告しなければならない。

附 則 (平成29年訓令第3号)

この訓令は、平成29年1月19日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。